

医科学アンチドーピング規程

一般社団法人 日本クレー射撃協会

第一章 総則

- 第1条 ドーピングはスポーツと医学の倫理に反する。一般社団法人日本クレー射撃協会（以下「本会」という）は、世界アンチ・ドーピング規程（以下「WADA」という）、並びに、ISSF の医事規程を尊重し、アンチ・ドーピングを推進する。
- 第2条 本会はドーピングを禁止する。
- 第3条 ドーピングとは最新の WADA、並びに ISSF の医事規程で規定された禁止物質の使用、及び方法の計画所持関与である。
- 第4条 本会は本会に登録する会員を対象としてドーピング検査を行う。
- 第5条 第4条に規定される会員は、本会から要請があった場合には、ドーピング検査を受けなければならない。検査を拒否した場合はドーピング検査陽性とみなされる。
- 第6条 本会はドーピングを行った会員、及び会員にドーピングを強要し、計画し、勧め、手助けし、容認し、又は関与した者（以下「関与者」という）に対し、制裁を科す。
- 第7条 ドーピングを行わないことは会員自らの義務と責任である。会員から禁止物質が検出された場合には、ドーピングの推定を反証する責任は、当該会員が負う。

第二章 本会が実施するドーピング検査

- 第8条 ドーピング検査は事前の通告をもって、または通告なく実施される。
- 第9条 ドーピング検査は強化委員会が任命する日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という）認定検査員により、検査員の指定する場所において実施される。
- 第10条 検体採取は JADA が定める手続きに従って行われる。検体の分析結果に影響すると考えられない些細な手続きの違いは、結果に対する影響もないものとする。

第11条 検体の分析は WADA 認定の検査機関で行われる。

第12条 検体の分析は WADA に基づくドーピング禁止物質について行われる。

第三章 結果の通知と制裁手続き

第13条 検査機関からの検査結果は強化委員会委員長、または委員長が任命する代理委員に報告される。報告された結果管理並びに聴聞及び規律の手順は、JADA 規程 7 条及び 8 条に準拠して行う。

第四章 制裁

第14条 当該会員に対する制裁は、JADA 規程 9 条、10 条及び 11 条に規定される制裁に加えて、日本代表選手及び強化指定選手の認定取り消し、並びに本会主催の競技への参加資格停止とする。

第15条 関与者に対する制裁は JADA 規程第 10 条に準拠してなされる。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2023 年（令和 5 年）3 月 6 日から改正施行する。